

快適健康都市 佐久

希望をかなえ 選ばれるまちを目指して

第二次佐久市総合計画

基本構想

1 基本理念

- 「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり
- 「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり
- 「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

社会が成熟に向かう中で、生活を支える経済的な豊かさや量的な拡大だけでなく、心の豊かさや質的向上が、より一層求められています。

第二次佐久市総合計画が目指す「まちづくり」は、「まち」の活力と魅力を高めるとともに、心の豊かさにつながる「ひと」の暮らしの質を高めることで、「まち」が「ひと」を呼び込み、「ひと」が「まち」をより良いものにしていく「まち」と「ひと」の好循環を目指すものです。

佐久市を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、「まち」と「ひと」が好循環する「まちづくり」を実現するため、次の3点を第二次佐久市総合計画におけるまちづくりの基本理念とします。

(1) 「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり

佐久市に住む全ての「ひと」が、世代や働き方は違っても、暮らしや仕事の中で、それぞれ「幸福、豊かさ、満足、安心・安全、快適さ」を実感できることが大切です。

市民目線で「幸福、豊かさ、満足、安心・安全、快適さ」といった実感を生み出すことのできる施策を考え、施策の実施が実感を生み出すことを目指すことを全ての政策分野に共通する基本的な姿勢とします。

また、「ひと」が幸福などを実感できるためには、心身ともに健康であることが必要であることから、日常生活、地域社会、地域経済を支える市民の健康づくりを一層進めていきます。

(2) 「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり

本市は、これまで市民の一体感の醸成や地域間ネットワークの構築を目指して各種施策に取り組んできました。

人口減少や高齢化・核家族化の進行により、家庭や地域で助け合い、支え合う形が変わってきています。

人口減少による地域社会・地域経済への悪影響を抑止するため、「ひと」と「ひと」、「ひと」と「地域」、「地域」と「地域」の結びつき（絆）をより一層強固なものとし、地域の一体感のさらなる醸成を図るとともに、高速交通網の延伸や国際交流の進展といった新たな環境の変化を踏まえ、世界も視野に入れたさらなる交流、結びつきの拡大により、新たに結びつく地域とお互いを生かすことのできるまちづくりを進めることを基本的な姿勢とします。

また、「ひと」と「地域」の絆を結びつけるものとして、育まれてきた地域文化を将来に向かって継承していくとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することのできるまちづくりを進めていきます。

(3) 「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

本市は、これまで高速自動車道の開通や北陸新幹線の開業といった好機を生かしてまちの形を変えながら、発展につながるまちづくりを目指して各種施策に取り組んできました。

受け継がれてきたまちの良さや作り上げたまちの特徴を生かすとともに、環境の変化を見据え、現在だけでなく、将来の新しい発展の可能性につながるまちづくりに挑戦することを基本的な姿勢とします。

また、発展を支える「ひと」の生活を確保するため、合併以前の町村役場周辺などの地域のそれぞれの核を拠点として、生活サービスの提供といったまちの機能を集約するとともに、その拠点と集落、地域と地域を道路や公共交通で結び合う機能集約・ネットワーク型のまちづくりを進めていきます。

2 将来都市像

(1) 佐久市が目指す将来都市像

これまで培われてきた豊かな自然・文化と都市機能が調和した快適な生活環境や、関係機関・団体、行政が一体となって支える市民の健康づくりといった佐久市の魅力・強みをさらにより良いものとしていくことで、佐久市に住む全ての「ひと」が「暮らしやすい」、「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちを 10 年後の佐久市の目指す姿とします。

また、安心して出産、子育てをしたい、健康で生き生きと暮らしたい、自然・文化とふれあいたいといった様々な希望を実現できる「まち」となることで、佐久市内外の多くの人が佐久市で暮らしたい、働きたい、佐久市に行きたいと思うまちになることを目指していきます。

このため、将来都市像を

「快適健康都市 佐久」とし、

「希望をかなえ 選ばれるまちを目指して」
を副題とします。

(2) 土地利用構想

佐久市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次の 6 点を第二次佐久市総合計画における土地利用の基本方針とします。

- ア 市土の特性を最大限に生かした土地利用の推進
- イ 都市的土地利用と自然的・農業的土地利用の調和
- ウ 安全な暮らしの確保と快適に住み続けられるまちづくり
- エ 地域の特徴を生かした機能の集約とネットワーク化
- オ 経済の活性化と地域社会の維持
- カ 豊かな暮らしを支える健康長寿のまちづくり

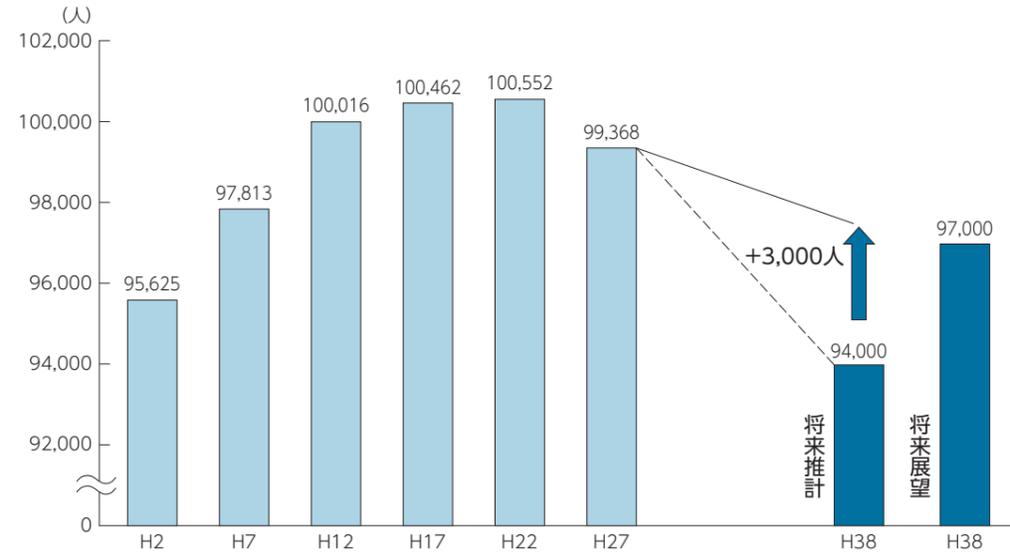
(3) まちづくりの将来指標

本市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在（平成 27 年国勢調査）で 99,368 人と、平成 22 年の 100,552 人と比べ、1.2%減少しており、昭和 45 年以降、増加傾向で推移してきた人口が、45 年振りに減少に転じ、本格的な減少局面に入りました。

佐久市の将来の人口について、人口減少がこのまま推移した場合、計画期間の終期である平成 38 年には、9 万 4,000 人まで減少すると推計されています。

これに対し、将来の人口減少を克服するため、出生数を増やすといった自然増と、転入数を増やすといった社会増に取り組むことにより、将来推計より 3,000 人の人口減少を抑止し、9 万 7,000 人とすることを、人口の将来展望とします。

人口の推移（国勢調査）と将来推計・展望

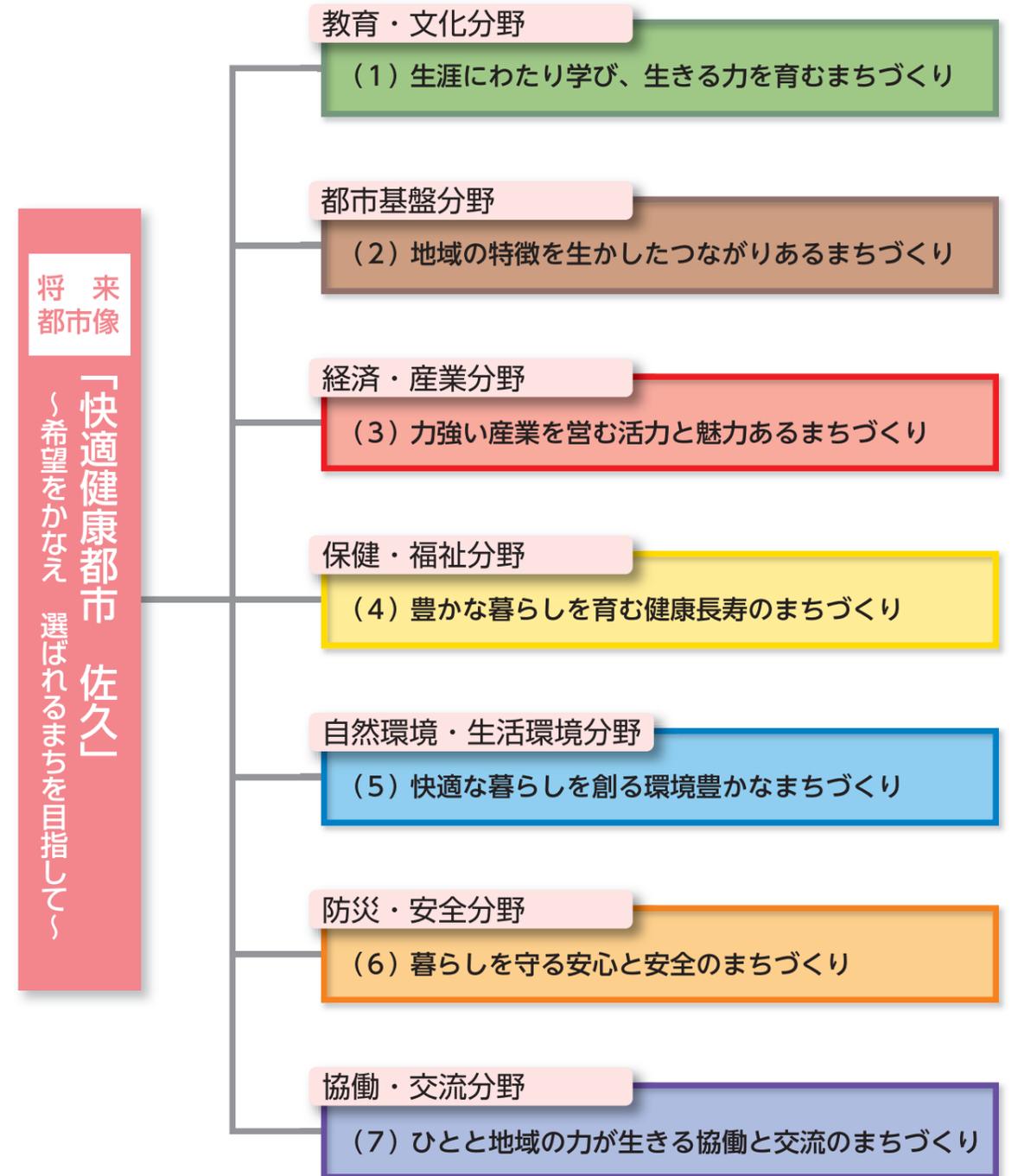


将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計値による。
 将来展望は、「佐久市人口ビジョン」の仮定値*を用いた推計値による。

総合計画の進行管理による計画の着実な推進により、この将来展望（9万7,000人）の実現を図るとともに、常に将来を見据え「人口10万人を目指す」ことを念頭に、時機を失することのないよう、常に人口動態を把握しつつ、適時の施策を推進することを第二次佐久市総合計画における人口減少克服対策の基本的な姿勢とします。

3 施策の大綱（政策分野ごとの方向性）

将来都市像実現に向けて、次の7つの政策分野ごとにまちづくりの方向性を定めます。



* 「佐久市人口ビジョン」の仮定値：国の長期ビジョンにおける目標とする合計特殊出生率（平成52年2.07）を5年早く実現するとともに、現在の100人/年間の社会増を、平成27年～32年までは倍の200人/年間の社会増とする。その後は一定の割合で社会増を減少させ、現在の社会増の100人/年間程度としたもの

(1) 教育・文化分野「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」

政策の方向性

価値観やライフスタイルが多様化し、学び方や働き方の選択肢が広がった現代社会において、将来を担う子ども達が確かな夢や希望を持つことができるよう、生涯にわたり、主体的・創造的に学び、生きる力を育むまちづくりを目指します。

人口減少や核家族化により、ひとや地域の絆が希薄となりつつある現代社会において、これまで育まれて来た地域文化を将来に向かって継承していくとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することのできるまちづくりを目指します。

主要施策

ア 将来を担うひとづくり

幼児教育、学校教育、高校教育・高等教育、青少年健全育成

イ 主体的、創造的な学びと文化の熟成

文化・芸術、生涯学習、スポーツ

ウ 尊重され支え合う社会の形成

人権尊重社会、男女共同参画社会

(2) 都市基盤分野「地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり」

政策の方向性

急速な人口減少は、居住地域の点在化と相まって生活の利便性を一層低下させるおそれがあることから、まちの持つ可能性を最大限発揮させ、まちに活力をもたらすため、地域の特徴を生かしたまちづくりを目指します。

これまでの歴史を生かし、地域のそれぞれの核を拠点として、まちの機能を集約するとともに、その拠点と集落、地域と地域を結び合う円滑なネットワークを構築することで、将来にわたり質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを目指します。

主要施策

ア 地域の特徴を生かしたまちづくり

土地利用、市街地、公共施設、住宅

イ 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

高速交通ネットワーク、地域交通ネットワーク

(3) 経済・産業分野「力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり」

政策の方向性

経済のグローバル化*の進展などによる国内外の市場競争激化の中で、地域の農林水産業、商工業の競争力強化を支援するとともに、豊かな自然環境、高速交通網の結節点としての優位性、災害の少なさといった地域の特徴を生かした企業誘致の推進により、活力あるまちづくりを目指します。

人口減少克服と豊かな生活につながる働く場、働きの質を確保することで、働きやすく、暮らしやすいまちづくりを目指すとともに、若者、女性、障がい者などの多様な担い手が満足して活躍できるまちづくりを目指します。

消費者ニーズや販売形態の多様化により商圈や消費購買動向が絶えず変化する中で、まちの核となる商店街や商業施設、豊かな自然環境や地域文化を生かした観光地に国内外から多くの人が集い、交流する魅力あるまちづくりを目指します。

主要施策

ア 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

農業、林業、水産業

イ 活力と魅力があふれる商業の振興

商業・サービス業

ウ 地域の魅力を生かした観光の振興

観光

エ 力強いものづくり産業の振興

工業

オ 地域を支える安定した雇用の確保

就労・雇用

*経済のグローバル化：資本や労働力が国境を越えて活発に移動し、貿易や海外への投資が増大することによって、世界における経済的な結びつきが深まること。

(4) 保健・福祉分野「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」

政策の方向性

健康であることは、一人ひとりが質の高い暮らしを営むとともに、生産年齢人口が急速に減少する中で地域社会、地域経済を健康な高齢者が支えるために必要不可欠であることから、引き続き健康長寿のまちづくりを目指します。

出生から、乳幼児期、就学期、就労期、高齢期までのライフステージの違いや、病気や障がいの違いに応じて、保健、医療、介護、福祉が連携して必要な支援を行い、誰もが安心して、質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを目指します。

特に、人口減少克服のために、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援により、安心して出産、子育てができるまちづくりを目指します。

主要施策

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

健康増進、保健活動、医療、医療保険・国民年金

イ 地域で支え合う社会福祉の充実

地域福祉、介護・高齢者福祉、障がい者福祉、ひとり親家庭支援・低所得者福祉

ウ 安心できる出産、子育て環境の整備

少子化対策・母子保健、子育て支援・児童福祉

(5) 自然環境・生活環境分野「快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり」

政策の方向性

美しい景観、水と緑にあふれる豊かな自然環境は、暮らしの豊かさを生み出すだけでなく、佐久市への新しいひとの流れを生み出すまちの魅力であることから、魅力をさらに輝かせ、将来につなげていくまちづくりを目指します。

晴天率の高さや、豊かな自然環境といった特徴を生かし、再生可能エネルギー*の利活用などを推進することで、地球環境にやさしいまちづくりを目指します。

環境にやさしいライフスタイルが生み出す環境と調和した美しいまちの魅力や、日常生活を支える充実した生活環境が生み出す心地良いまちの魅力をさらに輝かせ、住み続けたい、住みたい、快適さのあるまちづくりを目指します。

主要施策

ア 豊かな自然環境との共生

環境保全、街並み緑化・公園・景観形成

イ 良好な地球環境の確保

地球温暖化対策

ウ 快適な生活環境の創出

環境衛生、上水道、下水道

(6) 防災・安全分野「暮らしを守る安心と安全のまちづくり」

政策の方向性

激甚化する自然災害への不安や多様化する社会不安を解消し、住む場所や暮らし方にかかわらず、誰もが安心して住み続けることのできる安全なまちづくりを目指します。

主要施策

防災、消防・救急、交通安全、防犯、消費生活

*再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

(7) 協働・交流分野「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」

政策の方向性

市民ニーズや行政の果たすべき役割が多様化する中で、市民協働や民間活力を積極的に活用し、市民、地域、行政が一体となって、満足できる政策を考え、進める、ひとの力が生きるまちづくりを目指します。

人口減少・高齢化に伴い、より限られた財源で必要な施策を実施するため、「選択と集中」による計画的・効率的な行政経営を実現するまちづくりを目指します。

高速交通網の結節点であることやさらなる延長があることによる優位性といった地域の特徴を生かすとともに、世界を視野に入れたさらなる交流、結びつきを拡大することにより、多くの人々がまちに集う、それぞれの地域の力が生きるまちづくりを目指します。

主要施策

ア 市民の力が生きる地域社会の実現

市民協働・参加、地域コミュニティ*、行財政経営、高度情報通信ネットワーク

イ 地域の力が生きる交流と連携の推進

地域間交流・国際交流、広域連携

4 施策の大綱(施策分野ごとの方向性)

主要施策ごとの施策の方向性を、次のとおり定めます。

(1) 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり 【教育・文化分野】

ア 将来を担うひとづくり

● 幼児教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、地域の豊かな自然や文化を生かした幼児教育の充実を目指します。

● 学校教育

基礎学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性に応じ能力を伸ばすことのできる学習環境の整備を図ることで、自立して社会を生き抜く力を持った人材の育成を目指します。

体験学習などの推進や、家庭・地域社会・学校の緊密な連携を図ることで、主体的・創造的に学び、ともに生きる豊かな心を持った人材の育成を目指します。

● 高校教育・高等教育

高校教育・高等教育を受ける機会の充実を図ることで、社会を支え、発展させる人材の育成を目指します。

● 青少年健全育成

地域社会・学校・行政の連携を図ることで、社会の中で自立し、他者と連携・協働することができる人材の育成を目指します。

文化・スポーツ活動や国際交流事業への参加を促進し、心身を鍛えるとともに、幅広い視野を持ち、地域の将来を担うことができる人材の育成を目指します。

イ 主体的、創造的な学びと文化の熟成

● 文化・芸術

文化財の保護や文化施設の充実・活用を図るとともに、文化芸術活動への支援を図ることで、地域の多様な自然、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、その保存・継承を進めるとともに、新たな文化の創造、豊かな心を育む文化の熟成を目指します。

● 生涯学習

多様化する市民ニーズに対応した学習環境づくりの推進を図ることで、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、生きがいや、やりがいを持ち、互いに支え合い、高め合うことのできる社会の実現を目指します。

● スポーツ

市民一人ひとりが生涯にわたり日常的にスポーツに親しめる環境づくりの推進を図ることで、市民がふれあいや交流を深め、心身ともに健康で活力ある豊かな生活ができる社会の実現を目指します。

ウ 尊重され支え合う社会の形成

● 人権尊重社会

市民が社会的差別を行ったり、あるいは受けたりすることがないように、人権意識の高揚を図ることで、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対するあらゆる偏見や差別の撤廃を目指します。

● 男女共同参画社会

男女が、自らの意思に基づき社会のあらゆる分野の活動に参画できる機会が確保され、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した社会生活、家庭生活を送ることのできる社会の実現を目指します。

*地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

(2) 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり 【都市基盤分野】

ア 地域の特徴を生かしたまちづくり

- **土地利用**
自然や文化と調和を図りながら、地域の特徴ある発展に資する各種事業や、機能集約・ネットワーク型のまちづくりにつながる土地利用を目指します。
- **市街地**
居住機能や都市機能の適切な誘導に努め、地域の特徴を生かした魅力ある市街地の形成と、それらをつなぐネットワークによる快適なまちづくりの実現を目指します。
- **公共施設**
公共施設の適正配置、費用負担・管理体制の見直しといった総合的・計画的な公共施設マネジメントを進めることで、快適な暮らしにつながる公共施設サービスの提供を目指します。
- **住宅**
空き家の適正な管理や発生の予防、流通、活用の促進を図ることで、市民の生活環境の保全を目指します。
市営住宅の適正な整備と管理の推進を図ることで、多様なニーズに対応した快適な市民生活の実現を目指します。

イ 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

- **高速交通ネットワーク**
経済活性化や救命救急医療への貢献、災害発生時の緊急輸送路*としての機能などが期待される中部横断自動車道の整備促進を図ることで、高速交通網の確立を目指します。
松本・佐久地域高規格道路の建設促進を図ることで、松本空港、中南信地域とのアクセス性の向上や計画されている中部縦貫自動車道との連携を目指します。
北陸新幹線の全線開業は、首都圏や関西圏からの移動時間の短縮や、広域的な交流可能圏域の拡大が期待されることから、全線の整備促進や北陸新幹線佐久平駅の利用促進により、その効果を最大限に生かした交流人口の拡大を目指します。
- **地域交通ネットワーク**
地域間連携・交流の拡大を図るため、地域幹線道路や生活道路の整備を推進し、ネットワークの形成を目指します。
交通機関の利便性の向上と運行の効率化を図り、誰もが利用しやすい交通システムを構築し、地域間交流の促進を目指します。

*緊急輸送路：大規模な地震などの災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、県や市などが事前に指定した道路や路線のこと。

(3) 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり 【経済・産業分野】

ア 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

- **農業**
多様な担い手の確保・育成を図るとともに、農地集積・集約と農地の確保を図ることで、農業経営の効率化・安定化を目指します。
消費者ニーズなどに対応した農作物のブランド化や6次産業化*に向けた加工品開発の促進を図ることで、農業生産の活性化を目指します。
鳥獣被害対策、荒廃農地*対策を進めるとともに、都市農村交流や移住・定住の促進を図ることで農村の振興を目指します。
- **林業**
林業従事者の確保・育成を図るとともに、森林の適切な維持・管理を図ることで、林業経営の効率化・安定化を目指します。
新たな木材ニーズなどに対応した地元産材の活用や林産物の生産振興を図ることで、林業生産と木材産業の活性化を目指します。
適切な森林整備を図ることで、観光面や防災面、二酸化炭素吸収源としての環境面など森林の持つ多面的機能の確保・活用を目指します。
- **水産業**
佐久鯉、シナノユキマスなどの地域特産品の高付加価値化、多角的な販路拡大を目指すとともに、地域文化の継承につながる水田フナの生産拡大を目指します。

イ 活力と魅力があふれる商業の振興

- **商業・サービス業**
市街地整備や空き店舗活用を通じて、にぎわいのある商店街の形成を図るとともに、地域が一体となって持続可能で魅力ある中心市街地の活性化を図ることで、市内外から多くの人が集う活力と魅力があるまちづくりを目指します。
消費者ニーズの多様化や高速交通網の整備といった時代の変化に適切に対応するとともに、健康長寿といった地域の特徴を生かすことができる活力ある商業・サービス業の振興を目指します。

ウ 地域の魅力を生かした観光の振興

- **観光**
歴史、自然、文化といった地域の特徴を生かした観光拠点の整備やイベントの開催を通じて、魅力ある観光地づくりを目指します。
地域の観光資源を活用して体験型観光、広域観光といった多様な観光ニーズに対応するとともに、増加する訪日外国人旅行者への対応を進めることで、観光の振興を目指します。

*6次産業化：農山村活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業（加工・販売など）に係る事業の融合により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出に取り組むこと。

*荒廃農地：現に耕作の目的に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

エ 力強いものづくり産業の振興

● 工業

産官学連携や地域連携を通じて、新製品・新技術の開発や企業経営への支援を図ることで、国内外での競争力を備えた力強いものづくり産業、地域の特徴を生かした魅力あるものづくり産業の育成を目指します。

企業ニーズに対応した工業用地の整備を図るとともに、高速交通網の整備や災害の少なさといった立地条件の優位性を生かした企業誘致を推進することで、地域経済の活性化を目指します。

オ 地域を支える安定した雇用の確保

● 就労・雇用

少子高齢化の急速な進行に伴う生産年齢人口の減少による地域経済の停滞を抑止するため、女性、高齢者、障がい者などの多様な担い手の就業を支援することで、地域経済の活性化を目指します。

U・J・Iターン*やテレワーク*といった多様な就労ニーズに対応した雇用や、安定した雇用、ワーク・ライフ・バランスの整った労働環境づくりを推進することにより、豊かな暮らしを生み出す働く場と質の確保を目指します。

（４）豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり 【保健・福祉分野】

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

● 健康増進

地域における健康管理の担い手の育成や、健康づくり活動・食育*の推進により、市民の生活の質の向上を図ることで、さらなる健康寿命*の延伸と健康格差*の縮小を目指します。

● 保健活動

生活習慣病の予防や介護予防を中心とした「新しい保健*」の推進を図ることで、全ての市民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができる健康長寿社会の実現を目指します。

● 医療

誰もが等しく安全で質の高い医療サービスを受けることができるよう、地域医療体制の充実を図ることで、市民が健康で長生きできる社会の実現を目指します。

市立浅間総合病院は、地域の中核医療機関として医療ニーズに対応する環境・機能を整備することで、市民の必要とする医療の提供を目指します。

● 医療保険・国民年金

国民健康保険事業と後期高齢者医療制度*の健全な運営の確保を図ることで、公的医療制度として安定した持続可能な運営を目指します。

*U・J・Iターン：「Uターン」とは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。「Jターン」とは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、故郷にほど近い地方都市に移住すること。「Iターン」とは、生まれ育った故郷から進学や就職を機に故郷にはない要素を求めて、故郷とは別の地域に移住すること。

*テレワーク：情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

*食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

*健康寿命：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと。

*健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。

イ 地域で支え合う社会福祉の充実

● 地域福祉

市民や市、さらには社会福祉協議会や事業所などが、誰もが生涯現役で住みよい福祉のまちづくりのためにそれぞれの役割において協働して取り組むことで、市民がともに支え合う地域ぐるみの福祉体制の確立を目指します。

● 介護・高齢者福祉

地域の特徴を生かした介護予防や生活支援の充実を図ることで、高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

● 障がい者福祉

障がい者の自立と社会参加の促進を図ることで、市民が互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会の実現を目指します。

● ひとり親家庭支援・低所得者福祉

ひとり親家庭の家庭生活の安定と向上を図ることで、社会的自立と子どもの健全育成を目指します。生活困窮者に対し、関係機関と連携して相談支援体制の強化を図ることで、経済的・社会的自立の促進を目指します。

ウ 安心できる出産、子育て環境の整備

● 少子化対策・母子保健

結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援を実施することで、出生率の向上を目指します。

● 子育て支援・児童福祉

子ども・子育て支援を充実させ、子どもを安心して育てることができる環境を整備することで、児童の健全育成を目指します。

（５）快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり 【自然環境・生活環境分野】

ア 豊かな自然環境との共生

● 環境保全

良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることで、自然と人との共生を目指します。

水、大気、土壌などを良好な状態に保つことで、市民の健康の保護と生活環境の保全を目指します。

自然環境や生活環境の保全に関する意識の高揚を図ることで、市民・事業者・行政が一体となった環境にやさしい社会の構築を目指します。

生物多様性*の保全に対する意識の高揚を図り、人と自然のつながりを再構築するとともに、特定外来生物*を始め、生態系への脅威となっている様々な要因の軽減を図ることで、生物多様性の保全と、その恩恵の将来への継承を目指します。

*新しい保健：生まれてくる赤ちゃんからお年寄りまで、家族みんなが健康長寿であり続けるため、各世代に見えてきた課題を克服する取組や手法を新しい視点から取り入れた若い世代からの保健予防活動を行うこと。

*後期高齢者医療制度：75歳以上の高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けるという制度

*生物多様性：たくさんの種類の生き物が、複雑に関わりあって存在していること。

*特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から法律で指定されるもの。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

● 街並み緑化・公園・景観形成

緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の保全と街並み緑化の推進を図ることで、まち全体が緑にあふれる快適な空間の創造を目指します。

市民の憩いやふれあいの場として公園整備を進めるとともに、地域が一体となって美しく豊かな景観の保全・育成を図ることで、潤いと安らぎを与える快適な環境の創造を目指します。

イ 良好な地球環境の確保

● 地球温暖化対策

地球温暖化防止に対する意識の高揚と市民・事業者・行政が一体となった省エネルギー行動の実践を図るとともに、太陽光、木質バイオマス*、水力、地中熱などの再生可能エネルギーの適切な利用促進を図ることで、温室効果ガス*の排出削減とエネルギーの地産地消の拡大を目指します。

ウ 快適な生活環境の創出

● 環境衛生

ごみ処理に対する意識啓発を図り、ごみの減量化や資源のリサイクル化を図ることで、市民・事業者・行政が一体となった資源循環型社会の形成を目指します。

効率的な廃棄物処理体制を整備するとともに、処理施設の適正な維持管理と効率的な運営を図ることで、美しく快適な生活環境の創出を目指します。

● 上水道

水源地の保全と水循環・水資源の重要性の啓発を図るとともに、給配水施設の適切な維持管理を図ることで、安全でおいしい水の安定した供給を目指します。

● 下水道

地域の实情に合った下水道施設の計画的な整備と維持管理を進めることで、快適な水環境の保全を目指します。

【防災・安全分野】 (6) 暮らしを守る安心と安全のまちづくり

● 防災

市民、事業者、関係機関、行政が一体となって、持てる力の全てを発揮することで、災害による被害をできる限り減らして、激甚化・頻発化する災害から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 消防・救急

消防団、行政が一体となって、消防・救急体制を充実させることで、火災や事故に確実・迅速に対応して、火災、事故から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 交通安全

子どもから高齢者まで全ての世代において交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者にやさしい交通安全環境の整備を図ることで、交通事故のない安全な地域社会を目指します。

*木質バイオマス：木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源のこと。

*温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなど、赤外線を吸収し、再び放出する性質のある気体のこと。大気中の温室効果ガスが増えると、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、地球の表面の気温が高くなる。

● 防犯

子どもから高齢者まで全ての世代において防犯意識の高揚を図るとともに、防犯施設の整備を図ることで、多様化・巧妙化する犯罪から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 消費生活

関係機関、行政が一体となって、消費者意識の高揚を図るとともに、相談体制を充実させることで、多様化・複雑化する消費者被害・トラブルから消費者を守ることを目指します。

【協働・交流分野】 (7) ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

ア 市民の力が生きる地域社会の実現

● 市民協働・参加

市民と行政が対等な立場で考え、お互いの力を合わせる市民協働のまちを目指すとともに、情報公開や広報などによる開かれた市政に市民が主体的に参加する市民参加のまちを目指します。

● 地域コミュニティ

市民が主体となって地域の特徴を生かし、その魅力を高めるとともに、「ひと」と「地域」の絆をさらに強めていくことで、子どもから高齢者まで全ての世代の豊かな暮らしにつながる地域コミュニティづくりを目指します。

● 行財政経営

厳しい財政状況や時代の変化を的確に捉えた「選択と集中」、「量から質、ハードからソフトへの転換と連携」を図ることで、豊かな暮らしと将来の発展につながる計画的・効率的な行財政経営を目指します。

● 高度情報通信ネットワーク

情報通信技術の利活用による住民サービスの向上、行政事務の効率化を目指すとともに、市民の安心につながる適正な情報セキュリティの確保を目指します。

イ 地域の力が生きる交流と連携の推進

● 地域間交流・国際交流

まちの魅力と活力を高め、交流人口、定住人口の増加につながる「選ばれるまち」を目指すとともに、将来を担う世代が、世界と出会い、より広い価値観や考え方を身に付けることができる国際性豊かなまちを目指します。

● 広域連携

広域連合、一部事務組合の構成市町村との連携により多様化する広域行政ニーズに対応した適切かつ効率的な住民サービスの提供を目指すとともに、佐久地域定住自立圏*の構成市町村との連携によりお互いの特徴を生かし合い、佐久広域圏の活力と魅力を高めていくことを目指します。

*佐久地域定住自立圏：医療・福祉の充実や産業振興など、協定で締結した12分野21項目にわたって、関係市町村と連携・協力しながら圏域に必要な生活機能の確保と圏域全体の活性化を図る取組。